

公益社団法人日本超音波医学会「研究開発班費」会計に関する取扱いについて

公益社団法人日本超音波医学会
研究開発促進委員会
平成 29 年 6 月

1. 決算について

【予算・決算】

- ・実際に交付された金額に見合った予算案（新規）を再提出してください。収支決算は、予算案（新規）を参照しながら行ってください。
- ・予算案に計上しなかった支出が生じることもあると思いますが、研究の目的以外の支出にならないよう厳重に注意してください。
- ・予算額と決算額が乖離する場合、予め委員会の許可を得てください。
- ・剰余金が生じた場合は、本会に送金してください。

【施設での管理】

- ・研究開発班費の管理については、原則的に個人管理をお願いしております。
- ・所属施設に管理を委託する場合、本「会計取り扱い」を優先し、本「会計取り扱い」に沿った会計報告を作成してください。
- ・所属施設へ管理を委託する場合、必要に応じて「間接経費」を徴収しないようにご連絡することができますので、事務局へご相談ください。
- ・所属施設で管理され領収書を保管している場合には、会計帳簿の写し（可能であれば領収書の写しも）を必ず添付してください。会計帳簿の写しが原本と相違ないことを所属施設の管理者より証明していただいでください。
- ・備品購入の上限額については、必ず発注の際、代表申請者の方が見積書をチェックするようにお願いします。

2. 収支決算書の証拠書類について

- ・証拠書類は、以下のようにとりまとめたうえ、必ず「原本」を提出してください。
 - (1) 預金通帳は必ず残高を 0 円にして、解約してください。ただし、2 年度計画の 1 年目終了時は解約しなくても結構です。必ず年度末（3 月 31 日）において通帳残高がゼロであることのコピーならび「会計に関する報告書」（現金は超音波医学会へすべて返金済みであることの証明）を事務局に提出してください。
 - (2) 可能な方は会計帳簿を作成して管理してください。
 - (3) 領収書の取扱は、各領収書の次に請求書（可能であれば見積書及び納品書）を閉じた形にしてください。規格が不揃いの場合には、会計帳簿に合わせて日付順に A 4 版の用紙（できるだけ「超音波医学会作成領収書貼付紙」を使用してください）に貼り付けて整理してください。スクラップブック等を使用し、一つのファイルにまとめてください。
 - (4) 証拠書類は宛名や年月日の記載もれのないように注意してください。宛名は「超音波医学会研究開発班代表申請者氏名」を記載してください。（**共同研究者氏名は不可**）

3. 支出対象について

(交通費・調査費)

イ、交通費・宿泊費について「公益社団法人日本超音波医学会旅費支給規則」に則り、ご対応をお願いします。次頁の抜粋をご参照ください。

鉄道運賃においてグリーン車や航空賃のクラス J 等の特別料金は支出の対象となりませんので、普通運賃となります。宿泊料は「旅費支給規則」に則り一夜につき上限 13,100 円迄となります。これ以上の支出が必要なる場合は、財務担当理事による判断となりますので、事前に事務局にご連絡ください。

* 通常の旅客運賃のほか、適応となる料金。

- 一 特別急行列車を運行する線路において、片道80キロメートル以上の場合、特別急行料金
- 二 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路において、片道50キロメートル以上の場合普通急行料金又は準急行料金
- 三 普通急行列車を運行する線路において、片道80キロメートル以上の場合、座席指定料金

※講演謝金の場合、交通費等（交通費・宿泊費）は、実費以外の金額の場合、謝金となり課税対象となります。また、実費相当額であっても講演の為に支払いした場合、謝金と合わせて課税対象となります。
ただし、チケットで渡した分や直接支払った分は課税対象とはなりません。

※航空運賃は普通運賃（エコノミークラス）とし、飛行機を使用した場合には、領収書の提出が必要となります。ただし、近距離利用で領収書を取ることが繁雑になる場合は、金額の証明となる詳細（経路がわかる情報—ウェブサイトでの「路線検索画面」をプリントアウトしたもの等）を添付してください（平成29年4月から適用）。

ロ、「日当」は支給対象となりません。

（学会参加・発表）

- イ、国内学会については、出席者の参加証明書類（プログラム、案内状、参加証明書、領収書等）を添付してください。
- ロ、日本超音波医学会学術集会・日本超音波医学会研究会への旅費・参加費は認められません。
- ハ、海外渡航費については、研究に関する国際学会での筆頭発表者のみを支出対象とします。会計報告の際には参加学会名や発表を証明できる書類を提出してください。（参加のみの同行者は対象となりません。）なお、航空賃は普通運賃（エコノミークラス）とします。宿泊費の上限を次のようになります。指定都市（22,500円）甲地方（18,800円）、乙地方（15,100円）、丙地方（13,500円）。区分は下記の（別表）に沿ってください。（機中泊については、宿泊費は支給いたしません。）また、注意事項がございますので、事前に事務局へご連絡いただけますようお願い申し上げます。

（機器開発費・消耗品費）

- イ、パソコン購入は消耗品費として認めます。（但し、20万円以下に限る）。20万円を超える機材の購入は原則として認めません。ただし、研究の根幹に関わる必須の機材の場合には購入前に事務局へご相談ください。相談なしに購入した20万円以上の機材については、研究開発班費からの支出を認めません。
*詳細は「公益社団法人日本超音波医学会物品管理規則」をご参照ください。

（会議費）

- イ、会議及び実験などに伴う飲食代金は一人1,500円（+消費税）迄とします。会議議事録（日付、参加者数）などを提出してください。

（謝金）

- イ、研究補助等に対する謝金支払いについて、本会会員への支出は認められません。
- ロ、共同研究者に対する謝金支払いは、認められません。

4. 謝金等に係る所得税について

謝金やアルバイト賃金を支払う場合、所得税の源泉徴収を行う必要があります。必ず、事務局にご連絡ください。（ただし、所属施設で管理されている場合は除く）税金の計算方法は「公益社団法人日本超音波医学会謝金等に係る所得税の源泉徴収に関する申合わせ」をご熟読ください。

5. 監査について

本会財務担当理事及び事務局にて監査を行います。その後4月に監事及び公認会計士による監査が行われます。ご不明な点は、事務局（Tel.03-6380-3711 E-mail kokubo@jsum.or.jp 担当：小久保）迄ご連絡ください。

(別表)

外国旅行 各都市・地域区分					
地域区分		指定都市	甲	乙	丙
北米地域		ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン	○		
欧州地域	西欧	ジュネーブ、ロンドン、パリ	○		
	東欧	モスクワ		○	
中近東地域		アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド	○		
アジア地域	東南アジア 韓国・香港	シンガポール		○	
	南西アジア・中国				○
中南米地域					○
大洋州地域				○	
アフリカ地域		アビジャン			○
南極地域					○